

<EU-ACP>開発協力の半世紀（三）

大 饋 宏

IV ロメ・レジーム形成の政治過程——地域間開発協力 関係構築のダイナミズム

1975年2月28日、EEC 9カ国と46カ国のACP諸国(African, Caribbean and Pacific States)は、トーゴの首都ロメにおいて、ロメ協定(ACP-EEC Convention of Lomé)に調印した。それは、あしかけ18カ月におよぶ交渉の産物であり、その過程で、EECとACP諸国との間には、183回の交渉会期が開催され、作成された交渉文書は350に達した。またACP諸国内部の会合は、延べ493回を数えた¹⁾。

それでは、このような厳しい交渉過程を経て締結されたロメ協定に対して、交渉の当事者はどのような評価を下したのであろうか。

EC閣僚理事会議長として、交渉の最終局面での合意形成に奔走したアイルランド外相Garret FitzGeraldは、「(ロメ協定の締結により)ヨーロッパは、ACP諸国との間に、きわめて緊密な、そしてまた満足のいく、かつ申し分のない関係を構築した²⁾」と総括した。ACP閣僚理事会議長としてECとの交渉の取りまとめに携わったセネガル財務・経済相Babacar Baは、経済的困難にもかかわらず、ECは、ACP諸国のニーズに応えるべく多大の努力を払ってくれたと謝意を表明したうえで、「(ロメ協定の締結により)われわれは、開発途上国と先進工業国との間に、新しいタイプの関係の構築を成し遂げた。・・・新協定は、革命的なものであり、・・・第三世界と先進工業国との関係における、偉大な成果である。その斬新さ、およびユニークさは、他に類を見ないものである³⁾」と、ロメ協定の独自性を強調した。

このように、当事者がこぞって高く評価するロメ協定——。その意義を世界に向けて高らかに宣言したのは、EC委員会委員長 François-Xavier Ortoli であった⁴⁾。すなわち彼は、調印式典での演説で、「(ロメ協定の調印は) 20世紀後半における国際経済関係の歴史——というよりも歴史そのものにおいて、重要な転機を画するものである」と、最大級の賛辞でロメ協定の歴史的意義を自画自賛した。そのうえで彼は、まず交渉の形態に言及し、「地域グループの形成により、従来よりも効果的にバランスのとれた、かつ公平な国際協力が可能になった」と、ロメ協定締結交渉が、EECとACP諸国という、二つの「地域」(国家集団)間で行われたことの重要性を強調し、併せて、これら二つの「地域」が決して閉鎖的なブロックになるものではないと、その<開放性>に敢えて注意を喚起させた。ついで彼は、ロメ協定の内容に関して、「・・・最も包括的かつ精微な工夫をこらした武器——さまざまな政策手段や規定——を駆使して、貧困および低開発の問題に『挑戦』するものである」と、具体例を交えながら、ロメ協定の実効性を強調した。そして最後に彼は、1973年秋以降の、いわゆる「南北対話」が現実には、パワーを背景とする「南北対決」に他ならなかったという実態を踏まえて、あらためてロメ協定の歴史的意義をつぎのように総括した——。「ロメ協定の締結は、・・・対決ではなく協力を通じて新しい世界秩序を構築するという、困難な課題を達成することが可能であることを実証している。その意味でロメ協定は、モデルとしての価値を具現するものである」。

本稿の課題は、このようなロメ協定を中心として、四半世紀にわたり積み重ねられていった、EECとACP諸国との間の開発協力関係の総体をロメ・レジーム⁵⁾として位置づけ、地域間協力関係の構築という視点から、その政治的ダイナミズムを浮き彫りにすることにある。

IV-1 新しいレジームの胎動——再編を迫られる地域連合政策

1971年1月1日に発効した第二次ヤウンデ協定は、<1>1975年1月31日をもって協定は失効する(第61条)、<2>協定失効の18カ月前に、新協定締結交渉を開始する(第62条)旨を規定していた。同様の規定は、同じく1971

年1月1日に発効したアルーシャ協定の第35条および第36条として設けられていた。こうして、1970年代への移行からほどなくしてECは、地域連合政策の再検討を余儀なくされた。しかもそれは、地域連合政策の、たんなる機械的な「更新」以上の成果を求めるものであった。というのも、激動の1960年代を経験したECを取り巻く域内・域外環境は、以下のようにECと開発途上国との関係の根本的な再編成を迫るものであり、それは地域連合政策をも聖域とはしなかったからである。

(1) 構造的背景——経済と政治の跛行的発展

いうまでもなく1960年代は、ECにとって、めざましい経済発展の時期であった。世界経済の持続的成長・発展という好条件の下で、ルクセンブルク以外のEC加盟5カ国は、アメリカやイギリスを凌駕する高水準かつ安定的な経済成長を達成した。1968年7月、ECは、当初の予定より18ヶ月早く、工業製品に対する関税同盟を完成した。1962年に誕生した共通農業政策(CAP)は、着実に農業共同市場の対象範囲を拡大し、1968年7月には、農業生産の90パーセントが共通農業政策の下に組織化されるまでに至った。

こうして、国際社会におけるECの経済的「求心力」は、着実に強化されていった。ラテンアメリカ諸国やブラックアフリカ諸国は、競って地域経済統合への道を模索していった。それは、ECの発展に触発され、国家の枠を超えた経済統合を新たな国造りのモデルとするものであった。ソ連を筆頭とする社会主义国は、公式にはECを「NATOの経済版」として断罪し、その存在そのものを否定する立場をとった。しかし、こうしたタテマエとは裏腹に、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア等の東欧諸国は、経済的「実体」としてのECの存在に強い関心を示し(ホンネ)、経済的実利の追求という柔軟かつ pragmatiqueな立場から、ECとの経済的交流を深めていった。そもそも、GATTケネディ・ラウンド交渉(1964年～1967年)自体、国際社会、とりわけアメリカが、経済的「実体」としてのECの存在を認知し、その活動に強い警戒心を抱いたからに他ならなかった。同交渉を通じてEEC委員会は、加盟6カ国を代表する新たな行動主体としての地歩を確立していったのである。

ところが、このような経済的発展とは裏腹に、政治的には、1960年代はEC

にとて、分裂の危機をも孕む激動の時代であった。すなわち、イギリスの加盟問題をめぐる加盟国間の深刻な亀裂、共同体をどのように発展させるかという方法に関するフランスと他の加盟国との対立——。その結果、1960年代を通じてECの政治的発展は後戻りしてしまったのである。それは、以下の事例に示されるように、経済的合理性に対する政治的合理性の反攻であり、超国家主義に対する政府間主義の逆襲という側面をもつものであった。

1960年代初頭、フランス（ド・ゴール大統領）主導による「政治同盟」構想は、EC6カ国を、一方で、政府間主義（国家連合主義）を志向するフランス、およびそれを側面から支持する西ドイツ、他方に、超国家主義（連邦主義）を志向する他の4カ国という、二つの国家集団に分裂させた。しかもそうした、統合の基本哲学をめぐる対立は、アメリカ・イギリスとの大西洋同盟に対する基本的認識の相違、ド・ゴール将軍の強引な政治手法に対する反発、フランスの主張に追従する西ドイツ（アデナウアー政権）に対する不満、フランス－西ドイツ「共同覇権支配」に対する警戒心、共通農業政策の策定をめぐる各国間の利害対立と複合して、EC加盟6カ国間に深い亀裂を生み出した。

1961年から1963年にかけて行われたイギリス（および、デンマーク、アイルランド、ノルウェー）のEC加盟交渉は、フランスのド・ゴール大統領による“ノン”により劇的な幕切れを迎えたが、それは他のEC加盟国に、フランス（および、政治的思惑からフランスに同調した西ドイツ）に対する反発を増幅させた。そもそもイギリスのEC加盟に対する6カ国の立場は、必ずしも単純ではなかった。それを象徴的に示しているのが共同歩調を旨とするベネルックス3国間の微妙な立場の相違であった。オランダは、大西洋同盟の維持、開放的な世界自由貿易体制の構築という立場から、イギリスのEC加盟、ひいてはECの拡大を、無条件で全面的に支持した。これに対してベルギーは、イギリスのEC加盟には慎重な姿勢を堅持した。ベルギーは、イギリスのEC加盟により、ブラックアフリカを舞台として、旧植民地国（旧仏領植民地国・旧オランダ領植民地国・旧ベルギー領植民地国・旧英領植民地国）間に微妙な緊張・対立関係が発生することを懸念した。さらにベルギーは、旧宗主国としてコ

ンゴ問題に忙殺されており、フランスの支持を失うことを極度に警戒していた。ベルギーにとって、フランスに無用な刺激を与えかねないイギリスのEC加盟問題は回避したいというのがホンネであった。ルクセンブルクは、フランスの独走、ひいてはフランスと西ドイツによる「共同霸権支配」を強く懸念し、それに対する拮抗力（カウンターパワー）の導入という思惑から、イギリスのEC加盟を支持した。

以上からも窺われるよう、イギリスを筆頭とする「アウター・セブン」4カ国（イギリス、アイルランド、デンマーク、ノルウェー）のEC加盟に対する「インナー・シックス」の立場は、さまざまな思惑から、それを全面的に歓迎するものではなかった。とはいえ、「欧州のすべての国に対して開かれた存在である」ことを標榜するECにとって、4カ国の加盟申請を拒絶することはできなかった。こうして、イギリスの加盟交渉を軸として、加盟条件をめぐる厳しい交渉が展開された。とりわけ、イギリスとの加盟交渉において、最大の争点となったのは、英連邦特恵制度により、イギリス市場への特恵的アクセスを認められてきた英連邦諸国（英連邦）の既得権を、ECがどこまで例外として制度的に認めるか、という問題であった。こうして、砂糖、酪農製品・・・等、英連邦諸国が輸出能力を保持する個々の産品の取り扱いをめぐってテクニカルな議論が延々と繰り広げられ、交渉は暗礁に乗り上げた。

このような閉塞状況に対して、強引に終止符を打ったのがド・ゴール将軍であった。1963年1月、ブリュッセルでイギリスと「大陸」6カ国との間に16回目の閣僚レベル会議が開催された。こうして、イギリスのEC加盟交渉は、最終局面を迎えたのである。ところがそれとタイミングを合わせるかたちで、ド・ゴール将軍はパリで記者会見を行い、イギリスをアメリカの「トロイの木馬」に見立て、そのEC加盟に断固として反対するとの立場を表明した。結局、このド・ゴール将軍の“ノン”を受けて、EC閣僚理事会は、イギリスとの加盟交渉の打ち切りを正式に決定せざるを得なかった。それにより、残る3カ国の加盟交渉も幕を閉じたのである。

こうしたフランスの強引な政治手法——。ECの機関において正式に加盟交渉が積み重ねられているにもかかわらず、ド・ゴール将軍が、記者会見という

EC「外」の「場」を通じて、交渉を一方的に決裂させたことに対して、他の5カ国は強い違和感を抱くこととなった。そもそも、ECという「経済共同体」への加盟交渉を、強引に自国の外交・軍事戦略とリンクさせたフランスの交渉戦略に、5カ国は激しく反発したのであった。ちなみに、1967年、イギリス、ついでアイルランド、デンマーク、そしてノルウェーの4カ国は、再度ECへの加盟申請を行ったが、それは、ド・ゴール大統領の反対により、本交渉に入ることなく葬り去られた。

1965年後半、フランスは、欧州裁判所以外のすべてのEC諸機関へのフランスの参加を拒否した（空席戦術）。このフランスのボイコットにより、5カ国は重要な決定を下すことができず、ECの活動は日常業務に限定され、崩壊の危機に直面した（「1965年危機」）。問題となったのは、共同体固有財源の確保、欧州議会の財政権限強化、それに閣僚理事会における特定多数決制の導入であった。フランスのド・ゴール大統領は、政府間主義の立場から、他の5カ国が推し進めようとした超国家主義への動き、すなわちEC委員会や欧州議会の権限強化に激しく反対した。また、特定多数決制の導入に対しても、フランスのナショナル・インタレストを脅かしかねないとして反対し、全会一致制の存続を主張した。その結果、フランスは孤立無援の状態に陥り、局面打開の最後の切り札としてボイコット戦術という極端な行動に出たのである（そのあたりを受けて、3共同体の執行機関と決定機関を一元化する融合条約〔1965年4月調印〕の批准・承認手続きは当初の予定よりも大幅に遅れた。同条約が発効したのは、1967年7月であった）。

このようなフランスの瀬戸際政策に対して、5カ国は共同体条約の遵守という大義名分の下に団結し、「1対5」の睨み合いが続いたが、同時にフランス抜きのECの存在はありえないという現実を踏まえて、水面下での妥協工作が展開された。その結果、1966年1月、2度にわたりEC閣僚理事会「特別会期」がルクセンブルクで開催され、6カ国は「不一致の存在に関する合意」（Agreement on Disagreement）を探査した。この「合意」により、EC加盟国は、それぞれ独自の判断で「自国にとって死活的な利益」を規定し、それに関しては全会一致による決定を求めることが可能となったのである。それは、各加盟

国に対して、事実上の拒否権を引き続き認めるものであり、意思決定の迅速化に逆行するものとなった。

(2) ハーグ・スピリットとパリ・スピリット——新たな統合戦略の再編成

経済的発展とは裏腹に、政府間主義の逆襲により政治的後退を余儀なくされ、壮大な実験が、政治的不協和音により色褪せていった1960年代のEC——。それも、1969年、フランスのド・ゴール大統領の退陣とポンピドー大統領の登場。そしてまた、プラント・西ドイツ政権の誕生により、ECは、新たな理念の下に、再生へ向けて大きな一歩を踏み出した⁶⁾。

1969年12月、ポンピドー・フランス大統領のイニシアティブにより、オランダのハーグでEC6カ国首脳会議が開催された。それは、コミュニケーションの冒頭で、「EECは、1969年末をもって過渡期を終了し、最終段階に移行する。それはEECが、後戻りすることなく、『統一欧州』(United Europe)への道を突き進むことを意味する」と高らかに謳い(ハーグ・スピリット)，混迷の1960年代に対する訣別を宣言した。そのうえで6カ国首脳は、1970年代における新生ECの目標として、〈1〉共通農業政策の「完成」、〈2〉経済通貨同盟の設立による「深化」、〈3〉新加盟国への「拡大」を掲げた。

とりわけECの拡大に関しては、加盟問題を、共通農業政策財政規則の改正とリンクさせ、あくまでも慎重な交渉を主張するフランスと、可及的かつ速やかな加盟実現を主張するオランダや西ドイツを中心とする5カ国との間で、意見が対立し、議論は最後まで平行線のままであった。しかし最終的には、「6カ国首脳は、欧洲のすべての国は、共同体の構成国となることを要求することができる」というEEC設立条約第237条の拡大に関する原則に合意し、加盟を希望する国との間にEECが交渉を開始することに賛成した。交渉の開始に向けての準備作業は、可能な限り短期間のうちに完了されなければならない、というのが首脳の一一致した見解である」との基本認識の下に、イギリス(および、アイルランド、デンマーク、ノルウェー)の加盟問題に決着をつける旨が表明されたのである。

このハーグ首脳会議から3年後の1972年10月、パリでEC首脳会議が開催された。会議には、1973年1月よりECへの加盟が決定したイギリス、アイ

ルランド、デンマーク（ノルウェーは、国民投票の結果、加盟を断念した）の首脳も参加し、9カ国首脳の間で、ハーグ・スピリットのフォロー・アップ作業が試みられた。こうして、「北への拡大」を成し遂げたEC首脳は、つぎのようにハーグ・スピリットのさらなる持続・発展に向けて邁進する決意を披瀝したのである（パリ・スピリット）。

パリ首脳会議最終コミュニケ⁷⁾は、冒頭の前文において、ECが「世界の進歩・平和・協力に向けて、積極的にその責務を果たす用意のあることを厳粛に宣言した」。すなわち、国際緊張の緩和（東西デタント）、深刻な通貨・貿易問題の解決、南の開発途上国に対する開発援助・・・等の分野において、ECが新たな国際行動主体として、声をひとつにして、世界をリードする決意であることを高らかに宣言した。

ついで9カ国首脳は、「経済発展は、それ自体が目的ではない。その第一義的な目的は、世界の人々の生活水準を改善し、格差を是正することにある」との基本的認識の下に、南北問題の解決に全力を傾注する決意であることを強調した。さらにそれとの関係で、ECは、<1>開放的精神 (Open-minded Spirit)に基づき、GATTラウンド交渉に参加する用意がある。<2>GATTラウンド交渉においては、開発途上国の利害が十分に考慮されるべきである——と強調した。

さらに、以上の基本的な認識を敷衍して9カ国首脳は、ECが南の開発途上国に対してつぎのような開発協力政策を展開することを宣言した。<1>共同体は、共同体と特別な関係を有している開発途上国の既得権を損なうことなく、これまで以上に、すべての開発途上国の期待に応える決意である。<2>共同体は、連合政策 (Association Policy)、および地中海諸国に対する政策の死活的重要性を確認する。<3>共同体は、UNCTAD（国連貿易開発会議）や国連における成果を踏まえて、世界規模での包括的な開発協力政策の推進を図る。<4>開発途上国の一次産品に関しては、市場の安定化および輸出の増大に向けて、協定の締結を促進する。<5>開発途上国からの工業製品の輸入を着実に増大させるために、一般特恵制度を改善する。

(3) イギリスのEC加盟と英連邦開発途上国問題——EC加盟条約付属第22議定書

1941年8月、アメリカ大統領フランクリン・ルーズベルトとイギリス首相チャーチルが世界に向けて発信した大西洋憲章は、その経済条項（第4項）において、つぎのように反プロック経済・反保護主義を、戦後国際貿易秩序の基本原理とすることを宣言した。

両者は、その現に存する義務に対して正当な尊重を払いつつ、大国たると小国たるとを問わず、また、戦勝国たると戦敗国たるとを問わず、すべての国に対して、その経済的繁栄に必要な世界の通商及び原料の均等な開放がなされるよう努力する。

ただし、それは無条件で開放的な世界自由貿易体制の構築を謳うものではなかった。イギリスの強硬な主張に押し切られて、「その現に存する義務に対して正当な尊重を払いつつ」(with due respect for their existing obligations)という、第4項の基本理念そのものを空文化させかねない重大な留保にルーズベルト大統領は、合意したのであった⁸⁾。

やがて第二次世界大戦終結後の1947年10月——。23カ国間に合意された「関税及び貿易に関する一般協定」は、第1条1項において、反保護主義の切り札たる無差別原則を具体化する基本原則として「一般的最恵国待遇」原則を謳いながらも、続く2項において、英連邦特恵、フランス連合特恵、アメリカ—フィリピン特恵・・・等、歴史的背景を有する特恵の存続を容認した。これも、ある意味では、イギリスの強い主張に対する、他の諸国の妥協の産物であった。

これらのエピソードからも窺われるよう、イギリスにとって、<英連邦諸国との緊密な関係>は、<アメリカとの特殊な関係>、<欧洲大陸との協力関係>とともに、伝統的にイギリス外交における「三つの円」を構成しており、三者間の微妙なバランスの確保こそ、外交の真髓とされてきた⁹⁾。したがって、欧洲大陸との協力関係の強化（イギリスのEC加盟）により、イギリスと英連邦諸国との緊密な関係が損なわれる、換言すれば、英連邦諸国（とりわけ、英連邦開発途上国）との緊密な関係を犠牲にして、イギリスがEC加盟を達成す

る、という選択肢は甘受しがたいものであった。こうして、1970年6月にルクセンブルクで正式に開始され、1972年1月、ブリュッセルでの加盟条約調印により終結したイギリス（デンマーク、アイルランド、ノルウェーの加盟交渉も並行して行われた）のEC加盟交渉において、第一次加盟交渉（1961年～1963年）と同じく、英連邦諸国の処遇問題が争点として再浮上したのである。

とはいえ、交渉を取り巻く環境は、10年前とは大きく異なっていた¹⁰⁾。すなわち、<1>英連邦開発途上国の対英輸出の割合は、貿易相手国の多様化により、1959年：24パーセントから、1969年：16パーセントへと低下した。<2>一般特恵制度の実施により、英連邦開発途上国の先進国市場に対するフリー・アクセス（工業製品）の大幅拡大が期待された。<3>いくつかの英連邦諸国は、イギリスのEC加盟とは別に、ECとの間に独自の貿易協定を締結した。<4>イギリス政府は、現実路線のもとに、加盟交渉の早期妥結を最優先課題とし、争点の非政治化、ひいては先送りを図った。

こうしてイギリスは、加盟とともに英連邦諸国問題を、<1>英連邦砂糖協定に基づき、カリブ海諸国の砂糖に対して供与している特恵の維持、および<2>ニュージーランド産の酪農製品に対して供与している特恵の維持の二つに絞り込んで、加盟交渉に臨んだ。他方、これに対するECの対応も現実的であった。もちろん交渉においては、過渡期間の設定、EC予算に対するイギリスの分担金の割合、イギリスの農業保護とEC共通農業政策との整合性・・・等をめぐって白熱した駆け引きが展開された。そもそも、加盟交渉を開始するにあたり、EC委員会を一元的な交渉主体と位置づけようとするEC側と、当事者能力に対する危惧から、それに難色を示したイギリスとの間には、ブリ・ネゴシエーションともいるべき駆け引きが行われたのである（最終的には、EC閣僚理事会をECの一元的代表とすることで合意された）。とはいっても、ECの「北への拡大」については、すでに既定方針とされていた。さらに、イギリスを新規加盟国として共同体に迎え入れる以上、開発途上国に対する共同体の責任が増大するのは当然であり、それを回避することできない、という共通認識もEC加盟国に定着していた。その結果、英連邦開発途上国問題そのものが、

交渉の帰趨を左右するホットな争点へとエスカレートすることはなかった。

1972年1月22日、ブリュッセルで、イギリス、デンマーク、アイルランド、ノルウェーのEC加盟（第一次拡大）を取り決めた条約が、ECと当該4カ国との間に調印された。それは、19カ月におよぶ交渉（ECとイギリスの交渉は、閣僚級会議：13回、次席代表級会議：38回にのぼった）の成果であり、英連邦諸国の処遇は、「EECと連合アフリカ・マダガスカル諸国並びにアフリカ、インド洋、太平洋、及びカリブ海に位置する英連邦開発途上独立国との関係」と題する、EC加盟条約付属第22議定書に規定された¹¹⁾。その骨子は、以下のとおりである。

三部から構成される議定書は、第一部の冒頭で、1963年4月にEC閣僚理事会が採択した「宣言」を改めて確認した。いうまでもなくそれは、6カ国から9カ国へと拡大し、Global Civilian Powerに向けて大きな第一歩を踏み出そうとするECが、域内・域外世界に対して、その開放性をアピールするものであった。

（第二次）ヤウンデ協定の仮調印（1962年12月）。ド・ゴール将軍による、イギリスのEC加盟拒否（1963年1月）——。これら一連の出来事により、その閉鎖性に強い警戒心が投げかけられた1960年代前半のEC。このような逆風に対してECは、グローバル・アプローチの積極的活用を強調することにより、リージョナル・アプローチに対する批判の矛先をかわそうとした。それからほぼ10年を経過——。再び同様な事態に直面したECは、かつての切り札を再度持ち出した。すなわちECは、英連邦開発途上独立国に対して、<オプション1>第二次ヤウンデ協定の失効をうけて、新たに締結される連合協定（Convention of Association）への参加。<オプション2>EEC設立条約第238条に基づく、互恵的な権利・義務を基礎とする特別な連合協定（special conventions of association）の締結。<オプション3>相互間の貿易促進を目的とする限定的な貿易協定の締結——という三つの選択肢を提示した¹²⁾。

ただしこの提案には、幾つかの留保がつけられた。第一に、議定書のタイトルに示されるように、相対的に高い経済発展段階に到達しているアジア諸国は、この提案の対象とされる英連邦開発途上独立国から除外された（もっとも、セ

イロン、インド、マレーシア、パキスタン、シンガポールとの貿易関係の拡大・強化に向けて EC が協議を行うつもりである旨を謳った「共同意思宣言」が、付属文書として付け加えられた¹³⁾）。第二に、三つのオプションのいずれを選択するにせよ、協定の締結交渉は、第二次ヤウンデ協定にかわる新協定の締結交渉がスタートする 1973 年 8 月 1 日から開始されるものとされた。第三に、英連邦開発途上独立国が、＜オプション 1＞を選択した場合には、新協定締結のための交渉は、AAMS 諸国と共同で (side by side) 行われるものとされた。

つづく第二部では、EC がこれまで培ってきた連合政策 (policy of association) を今後も追求することが謳われ、以下のように、AAMS 諸国の既得権の確保等、現状維持を図ることが強調された。＜1＞EC の拡大、およびそれとともに連合政策の対象範囲の拡大により、EC と AAMS 諸国との関係が損なわれてはならない。＜2＞EC と AAMS 諸国との連合関係は、貿易や資金・技術協力における独自性、さらには連合関係の共同運営というユニークな構造に支えられている。＜3＞EC 連合政策の目的は、連合政策の基本原則を堅持しながら、その成果を確保することにある。＜4＞連合関係の構築に際しては、一般特恵制度の導入がもたらす影響も考慮されなければならない。

最後の第三部では、開発途上国にとって一次産品（とりわけ、砂糖）の輸出がきわめて重要であることが強調され、なかでも砂糖の輸出に大きく依存している英連邦開発途上独立国の利益確保を図ることが謳われた。

IV-2 ロメ協定への道——Bloc-to-Bloc Negotiation の政治過程

1972 年 1 月に調印されたイギリス・デンマーク・アイルランド（ノルウェー）の EC 加盟条約は、第 109 条～第 115 条において、1975 年 1 月 31 日までの暫定措置として、英連邦開発途上国に対する第二次ヤウンデ協定とアルーシャ協定の不適用、および英連邦特恵制度の継続を規定した。いうまでもなくそれは、イギリスの EC 加盟にともなう英連邦開発途上国の処遇問題を一時的に凍結するものであった。そのうえで EC は、地域連合政策の再編成、ひいては世界規模における包括的な開発協力政策の構築という全体的な視点から、英連邦開発途上国問題の決着を図ったのである。

こうして、1973年7月25日と26日の両日、ブリュッセルで新たな協定の締結に向けて交渉の幕が切って落とされた。それはやがて、1975年2月28日、ロメ協定の締結へと至るのである¹⁴⁾。

(1) ブロック・アクターの深化と形成——EC 委員会と ACP グループ

主権国家から構成される新しい地域統合体としての EC——。ECSC, EURATOM, EEC の3共同体から構成される EC には、すでに20年にもおよぶブロック（地域国家グループ）としての実績が積み重ねられていた。とはいへ一連の危機の勃発に示されるように、EC のブロックとしての求心力は必ずしも強固ではなかった。とりわけ問題となつたのが、ブロックとしての一体性を象徴する EC 委員会と、構成国のナショナル・インタレストを代弁する EC 閣僚理事会との間の権限関係であった。周知のように、GATT ケネディ・ラウンド交渉（1964年～1967年）において EC は、さまざまに留保つきながらも、(EEC) 委員会を統一的な主体として交渉に送り込んだ。ただしそれは、あくまでも例外的な措置であった。というのも、そもそも工業製品を対象とする関税同盟の設立が EC の主要目的とされており、さらに交渉自体、多分にテクニカルな性格を帯びていたからである。それとは対照的に、EC の「北への拡大」という高度に政治的な課題に関しては、交渉（1961年～1963年）は、EC 加盟6カ国と、加盟を申請した4カ国とが、個々バラバラに相互に入り乱れるかたちで行われた（Free-for-All Multilateralism）。交渉において、委員会は発言権を認められたが、その立場はあくまでもオブザーバー的なものにとどまった。その結果、交渉過程はきわめて非効率かつ錯綜したものとなつた。とりわけ6カ国にとって、ヨコの連携の欠如により、イギリスに付け入る隙を与えたことは苦い経験であった。

このような経緯から、ハーグ首脳会議の決定を受けて、「北への拡大」に向けた準備作業に着手した EC 加盟国は、フランスのイニシアティブの下に、EC 委員会を EC の一元的な代表として交渉の任に当たらせることに合意した。ところが、この EC の動きはイギリスの反対に直面した。イギリスは、EC 委員会の当事者能力に対する強い懸念から、そしてまた EC 加盟国間における「政府間主義」と「超国家主義」の対立に巻き込まれることを危惧して、EC 委員

会をカウンターパートとする交渉に強い難色を示した。その結果、EC 加盟国は、共同行動の遵守を確認したうえで、EC 閣僚理事会議長国を EC の代表として 4 カ国との加盟交渉に当たらせることを決定したのである。

やがて 1973 年——。イギリスを含めた 9 カ国体制のもとに新たな飛躍を図る EC が直面した次なる課題が、先送りしてきた開発途上国との関係の根本的再編成であった。それは加盟国のナショナル・インタレストの単なる算術的な総和ではなく、文字通り、新たなブロック・アクターとしての EC の存在意義そのものを問うものであった。こうして 1973 年 6 月、EC 閣僚理事会は、<加盟国が保持する特別の権限、とりわけ資金援助にかかる取り決めに関する加盟国の権限を尊重する>旨の留保をしたうえで、開発途上国との交渉権限を EC 委員会に委ねることを決定したのである¹⁵⁾。

このように糾余曲折を経ながらも EC は、<サブ・システム優位>から<システム優位>の態勢へとブロックの「深化」を図り、開発途上国との交渉に臨むこととなった。それではそのカウンターパートである開発途上国は、どのような態勢で EC との交渉に臨もうとしたのであろうか。そもそも EC との交渉を行う開発途上国は、さまざまなサブ・グループから構成される多様な存在であり、ブロックとしての一体性を具備するものではなかった。すなわち、主権国家の枠を超えた地域協力の営みは、あくまでもサブ・グループ・レベルにとどまり、グループ間に緊張関係こそ存在したものの、グループ横断的な協力関係はきわめて希薄であった。このような、むしろ遠心力が支配する不均質な開発途上国の集合体——。それが、EC 委員会を一元的な交渉主体とする、いわば<成熟したブロック>に触発されて、徐々にブロックとしての求心力を醸成させていったのである。いうまでもなくそれは、EC 加盟条約付属第 22 議定書を直接的な契機とするものであった。ロメ協定の正式調印から 3 カ月後の 1975 年 6 月、ガイアナで締結されたジョージタウン協定——。それは、あくまでも ACP グループという新たなブロックの形成を公式かつ制度的に追認するものであった。それを遡ること 2 年の 1973 年央——。以下の過程を経て、ACP グループは、その原型を形づくっていったのである。

そもそも、1972年1月に調印されたEC加盟条約付属第22議定書に対するAAMS諸国の反応は、決して好意的ではなかった。AAMS諸国は、ECと英連邦開発途上国との協力関係の制度化は、それがどのような形態をとるにせよ、またECがいかに保証しようとも、結局は、既得権のなし崩し的な削減につながるとして警戒した。とりわけ、8,000万人とAAMS諸国の総人口に匹敵する人口を擁する西アフリカの資源大国ナイジェリアの参入に対しては、その<超大国化><霸権的行動>に強い懸念を抱いた。

他方、英連邦開発途上国の第22議定書に対する反応は、より懐疑的であつた。もちろん、ECとの連合関係の構築が、輸出の促進、ひいては経済発展に寄与するとの肯定的な評価も存在した。しかし大勢は、第22議定書で提示されたオプションに対してきわめて否定的であった（その急先鋒は、ナイジェリアであった）。すなわち、ヤウンデ・タイプの連合協定締結を提示する<オプション1>に対しては、帝国主義的なアナクロニズムとして、それを一蹴した。GATT第四部規定「貿易及び開発」に示されるように、「非相互主義」が南北貿易の基本原則として既に定着しているにもかかわらず、ECは依然として「相互主義」を振りかざして、逆特恵の維持を図っている。ヤウンデ協定は、EC加盟国相互間の交渉の産物であり、南北交渉とは無縁である。南北間の協力関係は、法的安定性（国際的な契約）により基礎づけられなければならない。——このような立場から、英連邦開発途上国は、<オプション1>を拒絶した。同様な認識から英連邦開発途上国は、アルーシャ・タイプの連合協定締結を提示する<オプション2>に対しても、否定的な評価を下した。そこでは皮肉にも、かつて政治的圧力行使の手段ともなりかねないとして敢えて除外されたECからの資金援助——その欠落が、今度は批判の対象とされたのである。こうして、第22議定書に対する英連邦開発途上国の方の認識は、Lesser Evilという、いわば消去法的なかたちで、<オプション3>、すなわち相互間の貿易促進を目的とする限定的な貿易協定の締結へと傾斜していった。

EC加盟条約付属第22議定書に対する「新・旧」開発途上国の反応は、このように総じて消極的あるいは否定的であった。しかしそれは程なくして、徐々に変化していった。国際経済環境は、開発途上国に対して大幅な軌道修正、

すなわち EC との連合関係の構築を迫っていましたのである。その直接的契機となったのが、1972年4月—5月、チリのサンチャゴで開催された第3回 UNCTAD 総会であった。いうまでもなく総会における最大のテーマは、一次產品問題であった。すなわち、開発の原動力として、一次產品の輸出所得をいかにして高水準に安定化させるか——これこそ、1964年に国連総会に直属する常設機関として設立された UNCTAD の基本的課題であり、経済的自立を志向する開発途上国共通の悲願であった。ところが総会の成果は開発途上国の期待を大きく裏切った。初めて選挙により平和的に樹立されたアジェンデ社会主義政権（1970年10月発足）のもとで開催される第3回 UNCTAD 総会に開発途上国は高揚し、その成果に大きな期待を寄せた。しかしそれは幻想であった。総会は、先進国市場に対するアクセス促進のための具体的な行動計画、および価格政策について合意するに至らず、失敗に終わった¹⁶⁾。

こうして開発途上国は、グローバル・レベルでの一次產品問題の解決に見切りをつけ、地域レベルにおける解決という現実路線への転換を余儀なくされた。サンチャゴでの UNCTAD 総会と相前後するかたちで1972年4月、モーリタニアのヌアクショットに参集した AAMS 諸国が、英連邦開発途上国と共同で EC との交渉に臨む用意がある旨を確認したのは、そうした政策転換の予兆であった。とはいへ現実に、「新・旧」開発途上国が対 EC 共同戦線を構築するまでには、さらに次のような試行錯誤の繰り返しが必要であった。

1972年9月、カリブ海諸国の代表はナイジェリアのラゴスを訪問し、英連邦事務局 (Commonwealth Secretariat) と在ブリュセル連合事務局 (Association Secretariat) との会合を提案した。しかし、この提案は実を結ばなかった。旧フランス植民地国、それにそもそもフランス自身、英連邦事務局をアメリカの手先とみなしていたからである。

1973年2月、ナイジェリアのラゴスで開催された英連邦諸国会議は、EC との交渉においてアフリカの英連邦諸国は、在ブリュッセル東アフリカ共同体事務局との連携のもとに、単一のグループとして行動することを決定した。それはいうまでもなく、ナイジェリアのイニシアティブによるものであり、英連邦

開発途上国は、依然として第22議定書で提示された3つのオプション、とりわけ<オプション 1>に対して否定的であるという強いシグナルをECに送るものであった。

1973年4月、EC委員会は、「AASM諸国および英連邦諸国との連合の更新および拡大」と題するメモランダムを公表した¹⁷⁾。それは、形式的には、EC閣僚理事会等のEC諸機関およびEC加盟国に対するメッセージであった。しかしそれ以上に、この覚書は、AAMS諸国や英連邦開発途上国がECとの連合に対して抱いていた懸念に対するECの公式回答という側面を強くもっていた。すなわち、<1>地域レベルにおける連合政策は、ECにとって依然として死活的重要性を保持しており、グローバル・レベルにおける開発協力政策によって代替されるものではない。<2>地域連合政策の更新および拡大は、その内実の深化および強化をともなう。<3>第22議定書で言及されなかった、旧植民地国以外の開発途上国に対しても、交渉の門戸は開放される。<4>カリブ海諸国やインド洋諸国は、アフリカ諸国とは別に、独自のグループを形成してECとの交渉に臨むことも可能である。<5>ECは、当該諸国との間に、建設的かつ予断を排した自由な立場から対話をを行う決意である。とりわけ逆特恵の問題に関しては、断固たる決意でGATTルールとの整合性の確保を図る。<6>ECが提示する連合関係の「モデル」は、あくまでも交渉開始に向けた出発点にすぎず、それが交渉の前提条件となるわけではない。<7>ECと開発途上国との連合は、あくまでも両者が対等な立場から、共通の枠組みに基づき経済・開発協力を組織化しようとするものであり、決して開発途上国のEC加盟を意味するものではない。<8>ECと開発途上国との貿易関係は、自由貿易地域の形成を基本原理とするが、開発途上国のECに対する特恵供与を義務づけるものではない。<9>AAMS諸国の既得権を侵害したり、あるいは新たにECと連合する開発途上国が不利な扱いを受けることのないように、資金・技術協力を拡充する。<10>ECとの交渉に参加するすべての開発途上国は、それぞれの特殊性に基づき、さまざまな形態による

協定の締結を EC に求める権利を留保する——。EC は、このような回答を通じて開発途上国が抱く懸念の払拭を図ったのである。それは、交渉開始へ向けての EC の強い決意を表明するものであった。

1973 年 5 月、アフリカ諸国は、 OAU (アフリカ統一機構) の場を通じて、 EC との交渉開始に向け、大きく前進した。まずコートジボアールのアビジャンで開催された（通商・財政・開発）閣僚会議において、アフリカ諸国は、 EC との交渉に対するアフリカ諸国の統一的な立場を採択した。それは、 AAMS 諸国と英連邦開発途上国が共同歩調で EC との交渉に臨むことを宣言するものであった。さらに注目にあたいするのは、エチオピア、リベリア、スーサンの 3 カ国がこの宣言にコミットしたことである。これにより、第 22 議定書で言及されなかった、旧植民地国以外の開発途上国の交渉参加が現実のものとなつた。ついで OAU 閣僚会議から 2 週間後、エチオピアのアジスアベバで開催された OAU 首脳会議は、閣僚会議の合意を承認した。こうして、さまざまな歴史的背景を制約条件として内包するアフリカ諸国が、一元的な交渉主体として EC との交渉に臨む態勢が整えられたのである。

1973 年 6 月、 EC 閣僚理事会は、開発途上国との交渉において EC 委員会を一元的な交渉主体とすることに加えて、<1>7 月 25 日 -26 日にブリュッセルで開催される開会式に、 AAMS 諸国および英連邦開発途上国を招聘する。<2> 第 22 議定書で言及されていないサハラ以南の開発途上国の会議参加に関しても、要請があり次第、それを好意的に検討する——旨を決定した¹⁸⁾。

1973 年 7 月、ナイジェリアのイニシアティブにより、 2 週間後に迫った EC との交渉に向けて、ラゴスで緊急会議が開かれた。そこでは、アフリカ諸国が、<単一のスポーツマン、単一の事務局、単一の綱領>のもとに、一元的な交渉主体として EC との交渉に臨むことが確認され、ナイジェリア貿易相 Wenike Briggs をアフリカ諸国の統一的なスポーツマンに選出した。それは、 ACP

グループの中核（母体）となる A（アフリカ）グループの結成を意味した。なおこの会議には、C（カリブ海諸国）およびP（太平洋諸国）も招請された。

（2）交渉の軌跡

1973年7月25日と26日の両日、ブリュッセルで新協定の締結に向けた交渉の開始を宣言する合同閣僚会議が開催された¹⁹⁾。会議には、EC 加盟9カ国 の閣僚（+EC 委員会）、および、総計41カ国（アフリカ諸国、カリブ海諸国、そして太平洋諸国）の閣僚（国によっては首相）が、そのカウンターパートとして出席した。その内訳は、<1>ヤウンデ連合諸国：19カ国²⁰⁾、<2>アルーシャ連合諸国：3カ国²¹⁾、<3>第22議定書で言及された英連邦開発途上国：16カ国²²⁾〔アフリカ諸国：9カ国、カリブ海諸国：4カ国、太平洋諸国：3カ国〕、それに<4>エチオピア、リベリア、スーダンのアフリカ3カ国であった（アルジェリア、エジプト、モロッコ、チュニジアの北アフリカ4カ国は、オブザーバーとして参加を認められた）。

会議では、EC を代表して EC 閣僚理事会議長国デンマークの Ivar Nørgaard 対外経済相が、交渉に臨む EC の基本的立場を次のように概括した。すなわち、EC 加盟条約付属第22議定書で提示された3つのオプションのうち、<オプション 2>および<オプション 3>の可能性を排除するものではないが、<交渉において EC が期待しているのは、貿易および資金・技術協力を包摂する一元的な協定の締結である>と、<オプション 1>を基礎とする交渉を、EC が強く希望している旨を強調した。そのうえで同相は、以下の6原則を、新協定の基本理念として掲げた。——<1>連合諸国産品の EC 市場への自由なアクセスの保証（ただし、EC 産品と類似しかつ競合する農産品に関しては特別の取り決めを結ぶ）。<2>一次産品輸出に国民経済全体が大きく依存している連合諸国の保護。<3>資金援助に関しては、連合諸国がこれまで享受してきた既得権を擁護すると同時に、新たに連合諸国の仲間入りをする国々に対しても同等の措置を講じる。<4>連合制度を通じた連合関係の共同運営。<5>協定は、国際的な契約に基づき、法的安定性を保持するものでなければならない。とりわけ、貿易に関しては、GATT 規定との整合性を図る。<6>世界情勢の急激な変動に鑑み、適切な対応を可能とするために、新協定の有効期間は從来

どおり5年間とする。

このようなECによる所信表明を受けて、まずWenike Briggs ナイジェリア貿易相が、統一を希求するアフリカ諸国の代表としての立場を強調したうえで、以下のように訴えた。——<1>アフリカ諸国は、ECとの間に、伝統的な南北協力関係とは一線を画した、新しい形態の協力関係の構築を志向する。<2>貿易および関税譲許における非相互主義原則の確立。<3>資金援助額を大幅に拡大して、連合諸国の既得権確保を図るとともに、新規連合諸国に対しても同等な支援を保証する。<4>欧洲開発基金の管理運営に対するアフリカ諸国の参加。<5>一次産品輸出所得の、安定化および最大化のための措置。<6>世界の最貧開発途上国25カ国のうち、16カ国がアフリカ諸国で占められているという現実を踏まえて、アフリカ諸国とECとの協定は、包括的、かつ非相互主義原則を貫徹するものでなければならない。

ついでカリブ海諸国（および、カリブ自由貿易連合を構成する8つの非独立地域）を代表してS. S. Ramphal ガイアナ外相は、次のような見解を披瀝した。——<1>ECとの協定に対するカリブ海諸国的基本的な立場は、アフリカ諸国の立場と完全に一致している。<2>貿易における相互主義という考え方に対しては、それを断固として拒否する。<3>カリブ海諸国にとって、EC市場は、砂糖、バナナ、柑橘類のきわめて重要な輸出先である。したがって、これら輸出產品のEC市場に対する自由なアクセスの確保を強く求める。とりわけ砂糖については、量および価格に関する特別な保障措置を求める。

最後に太平洋諸国を代表してKamisese Mara フィジー首相が、<1>太平洋諸国の経済は、ココヤシ產品（コプラ等）の輸出に大きく依存しているが、それに対してECが十分な配慮をしていないことは遺憾である。<2>砂糖に関する太平洋諸国の立場は、カリブ海諸国と同一である。<3>ECとの協力関係の構築により、太平洋諸国がオーストラリアおよびニュージーランドとの間に培ってきた緊密な関係が阻害され得てはならない——旨を強調した。

以上の「通過儀礼」を踏まえたうえで、EC閣僚理事会議長国デンマークの対外経済相Ivar Nørgaardは、<1>会議に参加したすべての開発途上国は、ECとの交渉開始を切望している。<2>実質的な交渉は、1973年10月17日の合

同閣僚レベル会合をもって開始される。<3>必要に応じて適宜、会議を開くこともありうる。<4>1975年2月1日の新協定発効に向けて、全力で交渉の妥結を図ることが合意された——とブリュッセル会議を総括した。会議ではその後、EC委員会とACP諸国代表との間で、実務レベルでの交渉の具体的な枠組み・手順について協議が行われた。こうして、夏休み明けの10月から、新協定の締結へ向けて交渉を開始する手筈が整えられた。ただしその過程は、以下の一連の動きからも窺われるよう必らずしも平坦かつ直線的ではなかった。

1973年10月、ECとの合同閣僚会議を目前に控えて、アフリカ諸国、カリブ海諸国、太平洋諸国の閣僚はタンザニアのダルエスサラームで会合を開き、ECとの交渉に臨むACP諸国としての統一的な立場の再確認を行った。その結果、ACP閣僚理事会とACP大使・専門家委員会の設置、およびACP諸国が、単一のスポーツマンを通じてECに対して発言する(Speak with One Voice)ことが合意された。

1973年10月17日と18日の両日、ブリュッセルで第2回合同閣僚会議が開催された。会議には、ギニア（旧フランス植民地）とバハマ（1973年7月、イギリスから独立）も参加し、ACP諸国は、総計43カ国に達した（ちなみに、ACP諸国は、前日の16日に第1回ACP閣僚理事会を開催している）。同会議では、大使・全権代表委員会を設置して、継続的に実務交渉を行うことが合意された。

1973年11月、EC委員会は、<1>第4次中東戦争を契機とするアラブ産油国による石油戦略の発動（10月）により、EC諸国に深刻な経済的・社会的混乱（石油危機）が生じている。<2>その対応策をめぐって、EC加盟国間には、重大な意見の対立が顕在化している——と指摘した。そのうえでEC委員会は、そもそも加盟国間の見解の相違は、アラブ諸国に生じている構造変動を直視せず、石油資源に関する過去の神話に拘泥しているからだと加盟国の姿勢を批判した²³⁾。

1973年12月14日-15日、コペンハーゲンでEC首脳会議が開催された。会議の主要テーマは、いうまでもなく、石油危機であった（EC諸国は、エネルギー需要のほぼ60パーセントを中東原油に依存していた）。加盟国の中でも、最も大きな打撃を受けたのは、石油全面禁輸措置の対象とされたオランダであった。オランダは、経済的国境の撤廃というEC統合の基本理念に基づき、他の加盟国に対して支援を要請した。ところが、それに対する加盟国の反応はきわめて冷淡であった。オランダの求めに対して積極的に応えたのは僅かに西ドイツのみであった。フランス、そしてイギリスは、アラブ産油国との関係悪化を恐れて、傍観者的立場に終始した。その結果、コペンハーゲン首脳会議は、〈エネルギー共同市場の秩序維持とエネルギー消費の削減〉という陳腐かつ無内容なコミュニケを採択して閉幕した。1月に9カ国へと拡大し、新たな飛躍への道を歩み始めたばかりのECは、早くも深刻な亀裂を露呈したのである²⁴⁾。

1973年10月から1974年7月にかけての時期、第2回合同閣僚会議の合意に基づき、大使・全権代表委員会による、実務レベルでの交渉が5つの会期にわたり継続的に行われた。交渉ではまず、手続き事項が協議され、1カ月ごとのローテーションで、〈EC委員会・アフリカ諸国・カリブ海諸国・太平洋諸国〉が、順次、議長を務めることとなった。ついで、交渉における最大の争点である貿易、および資金・技術協力に関して、2つの作業部会を設置し、交渉のスムーズな進展を図ることとなった²⁵⁾。

以上の前哨戦を経たうえで、年が明けた1974年1月以降、ECとACP諸国の交渉は、具体的な争点をめぐって本格化していった。それはまた、開発協力に対する両者間、ひいてはそれぞれの国家集団（ブロック）内部における利害認識の相違を先鋭化させる過程でもあった。その結果、ECとACP諸国はともに、程度の差こそあれ、対外交渉と対内交渉を並行して行うという2面作戦を余儀なくされていったのである。

1974年2月20日-22日、アフリカ諸国の貿易相はアジスアベバで会合し、

くわれわれが行っているのは、3つのグループが、それぞれの立場を調整して、ひとつの声に集約することではない。われわれ ACP 諸国は、運命共同体として、そしてまた一致団結した国家集団として、不退転の決意で交渉において成果をかちえようとするものである>と、ACP 諸国の強固な連帯を改めて強調した²⁶⁾。

それでは、この段階においてホットな争点となった問題とは何であろうか。いうまでもなく最大の争点となったのは、ACP 諸国農産品の EC 市場へのアクセスの問題であった²⁷⁾。ACP 諸国は、EC が関税や輸入課徴金を撤廃して EC 市場を全面的に開放することを強く求めた。この主張に対して、EC は基本的には柔軟な姿勢を示した。ただしそれが、EC 統合の二本柱のひとつである EC 共通農業政策の根幹にまでかかわる場合には、交渉になじまない不可侵の領域として、それを断固として拒絶する立場を貫いた。また ACP 諸国は、熱帶農産品に対する EC 加盟国の諸規制（衛生・安全基準等）に対しても、非関税障壁としてその緩和を求めた。しかしこの問題は、EC レベルの問題というよりも、むしろ加盟国の国内政策としての性格が強く、EC 委員会は交渉のアジェンダに組み入れることに強い難色を示した。さらに、ACP 諸国産の砂糖輸入の問題も、政治的にきわめてデリケートであり、交渉は大きな壁に直面した。というのも、この問題は、EC 加盟国における甘藷糖生産農家の保護や国際的一次産品協定の問題とも複雑に絡み合っていたからである。

このような経緯から、農産品貿易をめぐる EC と ACP 諸国の交渉は足踏み状態に陥った。その結果、ACP 諸国は、EC に対して次のような不信感を募らせていった。——EC は、ある事項に関しては、EC のアイデンティティそのものに抵触するとして、交渉のテーブルにあげること自体を拒絶した。ところが、他の事項に関しては、EC の権限の及ばない、加盟国の国内問題あるいは国際的なルールの問題として、交渉のアジェンダから除外しようとしている。EC は、ダブル・スタンダードで交渉を自己の都合のいいように進めようと画策している。それは、ACP 諸国に対する背信行為である²⁸⁾。

1974年5月1日、国連資源特別総会は、NIEO（新国際経済秩序）に関する2つの決議案を投票に付することなく、「コンセンサス」で採択した（ECは、77カ国グループが、決議案の採択を「強要した」〈imposed〉としている²⁹⁾）。採択に引き続き、西ドイツは、EC閣僚理事会議長国の立場から、ECおよび加盟国を代表して、決議に対して次のような留保（および解釈）を行った³⁰⁾。——<1>開発途上国に対する援助の増大は、資金の自動的・機械的な移転を意味するものと理解されなければならない。<2>ECは、定期的に一般特恵制度の改善・拡大を試みているが、一次産品問題を解決するためには、他の方策も不可欠である。<3>開発途上国の一次産品輸出所得に対する補償制度は、当該国際機関において継続的に対処されるべきである。<4>一次産品を対象とする緩衝在庫制度は、生産国と消費国とを問わず、すべての国に対して、利益をもたらすものでなければならない。<5>開発途上国に対しては、相互主義を期待せず、特別の優遇措置を講ずる用意がある。しかし、GATT東京ラウンド交渉は、あくまでも相互利益・相互コミットメント・包括的相互主義を基本原理とすべきである。<6>輸入工業製品価格の高騰により深刻な危機に陥っている開発途上国に対しては、緊急支援を行う用意がある。

1974年6月4日—6日、セネガルのダカールでACP閣僚理事会が開かれた。引き続き、6月12日—15日、カリブ海諸国および太平洋諸国も参加して、OAU首脳会議が開催された。両会議を通じてACP諸国は、ECとの交渉に対する基本戦略を再確認し、あわせて政治レベルでの、閉塞状況打開の道を模索した。このようなACP諸国の動きに呼応して、EC閣僚理事会およびEC委員会も、交渉の進展に向けて現実的な対応を示した。それは、交渉停滞の要因のひとつである、農産品貿易、すなわちEC共通農業政策のACP諸国農産品に対する適用に関して、柔軟な姿勢を打ち出すものであった。

1974年7月25日—26日、ジャマイカのキングストンで、第3回合同閣僚会

議が開催された³¹⁾。それは、実務レベルでの交渉の停滞を政治レベルでの交渉によって打開しようとするものであり、会議開催のイニシアティブをとったのはカリブ海諸国を中心とする ACP 諸国であった。すなわち形式的には、ACP 諸国の招待に対して、EC がそれを受諾するというかたちで会議が開催されたのである。なお会議には、新たにグレナダ（1974年2月、イギリスから独立）とギニア・ビサオ（1973年9月、ポルトガルから独立）も参加し、ACP 諸国は総計で45カ国に達した（1968年10月にスペインから独立した赤道ギニアも交渉の結果に关心をもっている旨を表明した）。

会議は、ホスト役を務めたジャマイカ首相 Michael Manley による、次のような演説により開幕した。——この会議は、新たな世界経済秩序へ向けての道を開くものであり、国際的社会正義を基本原理とする、新しい南北関係の構築を目的とするものである。

このような格調高い演説とは裏腹に、当初、会議を取り巻く雰囲気は、悲観的であった。しかし、大所高所からの＜政治的決断＞による交渉の進展（妥協の必要性）という共通認識の下で、キングストン会議は、閉塞状況に突破口を切り開くことに成功した。ブリュッセルでの交渉開始式典から1年を経過——。EC と ACP 諸国は、最大の争点の克服に向けて大きく踏み出した。その骨子は、以下のとおりである。

第一に、貿易の基本原理に関して、EC は、開発途上国（ACP 諸国）との間に厳然として存在する「非対称性」を考慮し、相互主義原則を取り下げ、非相互主義原則に基づき、ACP 諸国産品の EC 市場に対するフリー・アクセスを認めることに合意した。

第二に、ACP 諸国から EC に輸出される一次産品の輸出所得安定化に関しては、EC 委員会の原案に基づき、EC が特別の保障制度を設けることで合意が成立した。

第三に、EC と ACP 諸国は、ACP 諸国における工業発展の重要性を認識し、新協定において工業協力に関する特別の規定を設けることに合意した。それは、ACP 諸国が作成したメモランダムを基礎とするものであった。

こうして、「キングストン合意」を強力な政治的モメンタムとして、EC と

ACP 諸国は、夏休み明けから、交渉の加速化、ひいては交渉の年内妥結に向けて動き始めた（9月中旬からは、EC 委員会と ACP 砂糖生産国との間で、砂糖問題に関する予備的協議が開始された）。とりわけ注目にあたいするのが、大使・全権代表委員会の下部機関としての専門小委員会（大使レベル）の組織化であった。ACP 諸国は、メンバーを少人数に限定して、カウンターパートたる EC 委員会との交渉に臨み、交渉のスムーズな進展を図ったのである。いうまでもなく、それを可能としたのは、ACP 諸国における一体性・求心力の強化であった。EC と ACP 諸国は、貿易、資金・技術協力、工業協力、農產品問題、輸出所得安定化制度という個別テーマを対象とする専門小委員会を設置して、集中的かつ並行的に交渉を進め、分野毎に協定草案の作成作業を積み重ねていったのである。

1974 年 11 月 8 日、ACP 諸国はセネガルのダカールで ACP 閣僚理事会を開催し、新協定の内容に関する交渉続行を確認した。このような動きに対応して、EC 閣僚理事会は、1974 年 11 月 12 日と 20 日、砂糖、輸出所得安定化制度、協定の期間・・・等の懸案事項に関して決定を下した。

ブリュッセルを主戦場とする実務レベルでの交渉は、やがて 1974 年 12 月 7 日から 9 日にかけて開かれた一連の会議へと収斂していった。すなわち、各専門小委員会から提出された協定草案は、包括的な協定草案として、大使・全権代表委員会での検討に付された。その結果、多くの未解決問題に関して合意が成立した。しかし、資金援助の規模や砂糖買取保証価格については、議論は最後まで平行線であった。こうして、未解決の諸問題は、合同閣僚会議での政治決着に委ねられることとなった。

1974 年 12 月 18 日－19 日、ACP 諸国はダカールで ACP 閣僚理事会を開催し、新協定締結交渉の最終段階へ向けた意思統一を行った。同じく、1974 年 12 月 18 日、EC 委員会は、EC 閣僚理事会に対して、1975 年 2 月 1 日以降の暫定措置に関する提案を行った。それはいうまでもなく、ヤウ

ンデ協定とアルーシャ協定の失効、および新協定締結の遅延によりもたらされる無協定状態に対する対応策であった。

1975年1月13日-15日、ブリュッセルで第4回合同閣僚会議が開催された。会議の目的は、実務レベルでの交渉で合意が成立しなかった諸問題に対して、政治レベルで最終的な決着をつけることであった。とはいっても、準備不足から、最大の懸案事項であった資金援助の規模や砂糖買取保証価格については、またしても合意へと至らず、先送りとなった。また、ジャマイカのラム酒やソマリア産バナナの輸入に対する特別措置に関する意見が対立した。その結果、再度、閣僚レベルでの会合がもたれることとなった。

1975年1月30日、ブリュッセルで第5回合同閣僚会議が開催された。交渉は、ヤウンデ協定とアルーシャ協定が失効する1月31日の深夜を過ぎても妥結せず、最終的な合意が成立したのは2月1日の早朝であった。ECとACP諸国は、最終段階での「マラソン交渉」を経て、ようやく資金援助総額と砂糖買取保証価格について、合意にこぎつけたのである。

1975年2月28日、1974年12月という当初の予定より遅れること2ヵ月——。トーゴの首都ロメにおいて、ECとACP諸国（交渉に参加した45カ国+赤道ギニア）との間でロメ協定の調印式典が開催された。

Bloc-to-Bloc Negotiationとして特徴づけられるロメ協定締結交渉——。1973年4月、開発協力担当EC委員に任命され、ECを代表してACP諸国との交渉の最前線に立ったClaude Cheyssonの表現によれば、<ACP諸国は、きわめて複雑な問題に対して、共同戦線を結成し、一致団結してECを相手にCollective CommitmentおよびCollective Negotiationをやり遂げた。それはまさしく歴史的な快挙(Historic Event)である³²⁾>。

それでは18ヵ月におよぶECとの交渉過程を通じて、A・C・P諸国をまがりなりにも一体的な地域国家グループの形成へと駆り立てたものは何であろうか。その動因として指摘されるのが、以下の諸点である³³⁾。<1>ECとの継続的な交渉という厳しい体験を共有することにより、ACP諸国は、個別利害

を超えた、そしてまた国家や地域の枠を超えた共通利害の存在、ひいてはその重要性を実感として強く認識していった。<2>バーゲニング・ポジションにおいて構造的劣位に置かれていた ACP 諸国にとって、ヨコの連携を強化し、一元的なブロックとして EC に対峙することのみが、交渉を対等に行うための唯一の選択肢と認識されていた（必要条件）。<3>EC との交渉の積み重ねを通じて ACP 諸国は、「団結こそ力なり」という現実を体感し、高度の政治レベル（閣僚レベル）において、積極的かつ継続的に、共同歩調確保に向けた意思統一を図った。<4>1973年秋、OAPEC 諸国による石油戦略の発動、およびその成功（石油危機の勃発）は、資源パワーの潜在的可能性を実証し、ACP 諸国に強い自信をもたらした。他方 EC は、ACP 諸国の資源（一次産品）に対する依存体質の脆弱性を痛感し、強い危機意識を抱いた。<5>イギリスの EC 加盟により、地域協力の実現を阻害してきた歴史的要因が後退した。その結果、旧イギリス植民地国と旧フランス植民地国との間の微妙な緊張関係は緩和され、協力関係構築へ向けた素地が生まれた。<6>EC との連合関係に対して強い拒絶反応を示してきた資源大国ナイジェリア（当時ナイジェリアは、世界第8位の産油国であった）が、一転して EC との新協定締結交渉に積極的に参加し、交渉の全過程を通じて、ACP 諸国の団結に向け強力なリーダーシップを發揮した。<7>EC との交渉において、ヤウンデ連合諸国とカリブ海諸国との相互補完的な連携（役割分担）がスムーズに行われた。すなわち前者は、経験的に EC の官僚機構・意思決定過程を熟知しており、現実的な立場から、過度な願望的思考に歯止めをかけた。他方後者は、フランスとは異なる政治文化に基づき、幾多の国際交渉の場を通じて培われた直裁的な交渉戦略、多彩な交渉戦術、専門的知識、ノウハウを駆使して、政治レベルおよび実務レベルでの交渉をリードした。

このように、<EC との開発協力関係の制度化>という一点において便宜的に集結し、地理的にも、歴史的にも多様な存在であった A・C・P 諸国は、EC との交渉を重ねるごとに内的凝集力を強化し（ポジティブ・フィードバック）、ACP グループという、ひとつの実体的なブロックへと発展していった。これとは対照的に、<成熟したブロック>としての EC の直面した現実は、ACP

諸国との交渉の積み重ねにより、求心力よりもむしろ遠心力が肥大化する（ネガティブ・フィードバック）という厳しいものであった。

そもそも、ハーグ・スピリットやパリ・スピリットという言葉に象徴されるように、1970年代のECは、政治的不協和音により攪乱された1960年代からは訣別し、新たな理念のもとに再生に向けて、野心的な挑戦を試みるものであった。いうまでもなく、開発途上国との新協定の締結は、その重要な柱として位置づけられた。EC閣僚理事会が、EC委員会に対して、開発途上国との交渉権限を委ねたのも、そうしたNew Europeを内外にアピールする狙いがあった。とはいえ、それはEC委員会に白紙委任状を与えるものではなかった。そこには、<加盟国が保持する特別の権限を尊重する>という留保がつけられていたのである。最終的決定権は、依然として加盟国の利害を代表するEC閣僚理事会に保持されており、EC委員会に付与されたのは、EC閣僚理事会が作成したマンデートの範囲内での、いわばテクニカルな実務レベルでの交渉権限にとどまった。しかもそうした権限も、交渉の主要争点が、加盟国のナショナル・インタレストに抵触するセンシティブな問題へと移行し、交渉が政治化の度合いを強めるにつれてますます限定されていった。こうして、EC委員会が、交渉における実質的なプレーヤーという既成事実の積み重ねを通じて、<システム優位>の態勢を確立し、ユニークな<ロック・アクター>として、主体的に独自の行動を選択するという可能性は小さなものとなっていました。

EC加盟国は、経済通貨同盟（共同フロート制）への参加・離脱をめぐって激しく対立した。ヴェトナム戦争、国際通貨危機、石油危機、ユーロ=アラブ対話、農産品貿易（EC共通農業政策）をめぐるEC（加盟国）とアメリカの対立は、容易には修復困難なレベルにまで肥大化した。イギリスでは、加盟条件の再交渉が政治的争点として浮上し、ドーバー海峡を挟んでEC加盟国間に亀裂が走った。発足したばかりの欧州政治協力（European Political Cooperation）は、ECの枠外での政府間協力と位置づけられ、EC委員会の役割は限定された³⁴⁾。

こうして、ECとACP諸国との間に新協定締結交渉が行われた1970年代前半のこの時期——。それは、1980年代央まで続いた「沈滞の15年」の幕開け

の時代となった。内憂外患に苛まれた EC では、表面的な動きとは裏腹に、実質的には加盟国相互間の利害調整、すなわち<サブ・システム優位>の態勢が貫徹された。EC 委員会は、ジュニア・プレーヤーとして、Intra-Community Politics に翻弄されていったのである。

(3) 交渉のアジェンダ

EC と ACP 諸国との間の交渉においては、どのような問題が争点として交渉のアジェンダを構成したのであろうか。それは、改めて、以下のように整理することができよう。まず問題となったのが、新協定の内容以前の、いわば交渉の<入り口>における基本的な認識の齟齬であった。すなわち、そもそも EC と A·C·P 諸国との間に協定を幾つ結ぶべきか。一つ、二つ、それとも三つ——。この問題は、表面的には形式的な事項であった。しかしそこには、新協定の実質にもかかわる、そしてまた「新生」EC の今後の方向性を占う重大な試金石ともなる本質的な契機が内包されていた。というのも、AAMS 諸国および英連邦開発途上国が、それぞれ独自に EC との間に協定を締結する。さらに西アフリカの超大国ナイジェリアに関しては、その重要性にかんがみ、EC との間に、特別の協定を締結する——。このような、ある意味では極端なシナリオも、ACP 諸国と EC の双方において、有力な選択肢のひとつとして構想されていたからである³⁵⁾。

とはいって、正式交渉の開始直前、ナイジェリアがドラスティックな政策転換を鮮明にしたことにより、この問題は交渉のアジェンダから消え去った。すなわち、それまでの EC 連合政策敵視政策から一転して、ナイジェリアは、EC との協調、A·C·P 諸国との一体化、ひいては EC との Bloc-to-Bloc Negotiation に向けて、邁進していった。交渉の帰趨を左右する超大国ナイジェリアのこのような方向転換——。その結果、交渉は入り口での不毛な議論にエネルギーを費やすことなく、新協定の内容をめぐる実質的な協議へと速やかに移行していく。

いうまでもなく、交渉においてイニシアティブをとったのは EC であった。それは、EC 加盟条約付属第 22 議定書の策定に示されるとおりである。他方、交渉のカウンターパートである ACP 諸国に認められたのは、事実上、EC 主

尊のもとで、EC の設定した<土俵>を舞台として条件闘争を行うことのみであった。その土俵とは、1973年4月、Jean-François Deniau 開発協力担当委員³⁶⁾のもとで EC 委員会が作成した「AASM 諸国および英連邦諸国との連合の更新および拡大」と題するメモランダム（通称 Deniau メモランダム）に他ならなかった。二部から構成されるこの Deniau メモランダムでは、まず第一部において、既述のように新協定締結交渉に臨む EC の基本的スタンスが表明された。そのうえで続く第二部においては、「将来の連合の内容」(Contents of the Future Association) と題して、貿易や資金・技術協力・・・等、新協定の具体的な内容に関する EC の基本方針が披瀝された。それは、これまでの連合の経験（主として、ヤウンデ協定）を総括し、それに英連邦開発途上国の特殊性を考慮を入れたうえで、EC 委員会が EC 閣僚理事会に対してガイドラインの提示（勧告）を行うものであった。その主眼点は、以下のとおりである。

<1>貿易：一定の成果が達成された。しかし、当初の期待を満たすまでには至っていない。

(1) 総括

- ・ EC は、EC 農産品と競合関係にある連合諸国との EC 輸出農産品に対しては、第三国と比べて、より有利かつ特別の優遇措置を講じている。ただしその適用は、あくまでも EC の専権事項となっている。
- ・ AAMS 諸国から EC に輸出される農産品のうち、EC 共通農業政策の対象とされている農産品のほとんどは優遇措置の対象外とされており、優遇措置を適用されているのはごく限られた農産品のみである。
- ・ 開発途上国にとって、一次産品の輸出所得安定化は、死活的な重要性をもっている。しかし、この問題に対して EC は、成果をあげるまでには至っていない。また、国際社会の取り組みも不十分である。

(2) ガイドライン

- ・ 開発途上国にとって貿易、とりわけ一次産品輸出所得の安定化は急務の課題である。しかしこの問題に対して、早急に抜本的な解決が図られる可能性はきわめて小さい。このような状況において EC に求められているのは、

限定的とはいえる、南北開発協力のモデルともなりうる新たな措置を連合の枠組みの中に設けることである。

- ・ EC と連合諸国との貿易・通商関係は、今後も従来どおり、自由貿易地域の構築を基礎として展開されるべきである。
- ・ EC が連合諸国に求めているのは、自由貿易地域の構築にともなう関税障壁の撤廃である。EC は、それ以上の特恵の供与（逆特恵）を連合諸国に期待するものではない。
- ・ 連合諸国は、EC に付与しているのと同様の免税措置を、第三国に対しても認める権限を保持する。
- ・ 連合諸国に対する EC の資金・技術援助は、連合諸国による、対 EC 貿易特恵（逆特恵）の供与を条件とするものではない。
- ・ EC が連合の枠組みの中に設ける一次産品輸出所得安定化措置は、①市場メカニズムを阻害しない、②新たな貿易障壁とならない、③既存の世界的取り決めと両立する——ものでなければならぬ。

<2>資金・技術協力：EC による援助は、EC 各加盟国が連合諸国に供与する援助総額の約 7 パーセントを占めるに過ぎない。しかし、その重要性は増大している。

(1) 総括

- ・ EC の援助は、徐々に対象範囲を拡大し、社会・経済開発の全セクターを網羅するまでに至っている。それにともない、さまざまなルールが詳細に規定され、多様な援助ニーズに対応するために各種の援助スキームが設けられている。
- ・ 連合諸国にとって、EC からの援助の重要性は、ますます大きくなっている（援助プロジェクトの数も増え、かつプロジェクト自体、以前よりも複雑になっている）。その結果、たとえば連合諸国がそれぞれ優先順位をつけて援助を必要とするプロジェクトのリストを作成する等、援助の実施方法を改善することが必要となっている。

(2) ガイドライン

- ・ 援助の重点は、従来どおり、経済的・社会的インフラストラクチャの整備、

農村開発、および人材育成（トレーニング）に向けられるべきである。

- ・援助をより効果的なものとするためには、実践的な工夫——ニーズにあつた技術援助、あるいはプロジェクトに対する事前評価および実施手順の簡略化・迅速化等——が必要である。
- ・新協定においてECは、以下の諸課題を重点的に追求すべきであり、それを可能とする諸規定の新設が必要である。——①連合諸国相互間の地域協力支援、②最貧連合諸国に対する支援強化、③労働問題・雇用問題の解決、④バランスのとれた開発を達成するための包括的支援。
- ・開発の基本的方向性、および援助プロジェクトの準備と実施に関して、連合諸国の積極的な参加を促進し、その発言力の強化を図るべきである。
- ・従来の中・大規模プロジェクト偏重を改め、小規模（グラス・ルーツ）プロジェクトに対する支援を強化すべきである。その理由は、小規模プロジェクトは、連合諸国の人々の真のニーズに合致し、人々の主体性、ひいてはプロジェクトに対する人々の積極的な参加を引き出すからである。
- ・ヤウンデ協定およびアルーシャ協定を通じて、ECと連合関係にある開発途上国の既得権は擁護されなければならない。また、新たにECと連合する開発途上国に対しては、そのニーズに見合った援助を行うべきである。したがって新協定において、連合諸国に対するECの援助総額は、大幅に増大されなければならない。
- ・欧州開発基金は、加盟国からの拠出金により構成されている。しかしそれは、安定性・継続性・効率性において問題がある。したがって、EC（共同体）固有の財源により構成されるように改めるべきである。

<3>連合制度：協力関係の共同運営を担保する連合制度は、十分に機能している。しかし、連合諸国の増加にともない、技術的な手直しが必要である。

（1）総括

- ・ECと連合諸国が、対等な立場から共同で連合関係を運営するという基本理念に則り、連合制度はきわめて有効に機能している。
- ・連合制度は、単なる連合関係の運営という枠を超えて、連合関係の基本的な方向性の策定においても、戦略的に重要な役割をはたしている。

- ・連合制度の具体的な運営に関しては、定足数等の規定が煩雑であり、実態に即した改善が求められる。

（2）ガイドライン

- ・地域国際機構が、連合理事会や連合委員会に参加できるようにすべきである。
- ・準地域（アフリカ諸国、カリブ海諸国、太平洋諸国）ごとに、補完的な地域機構を設けて、連合諸国の増加に対処すべきである。
- ・連合制度のもとで展開される EC と連合諸国との間の討議（Debate）の対象範囲を拡大し、かつ、その実質的な意義（政治的影響力）を強化すべきである。
- ・EC と連合諸国との間の協議（Consultation）において、EC の提示する政策に対して連合諸国が難色を示す場合には、EC は、その実質的な再検討を行うべきである。
- ・連合協定において取り上げられていない問題であっても連合関係のあり方に関する諸問題（環境問題、漁業問題、外国人労働者問題等）に関しては、EC と連合諸国は積極的に議題とすべきである。
- ・連合協定の範囲外であり、かつもっぱら連合諸国の国家主権の管轄権にかかる問題であっても、必要に応じて、連合制度の枠組みに基づき、議論の対象とすべきである。

それでは、このような EC の設定した＜土俵＞に対して、ACP 諸国はいかなる対応を示したのであろうか。

Deniau メモランダムの提示から 1 カ月後の 1973 年 5 月、アジスアベバで開催された OAU 首脳会議は、既述のように、列強による植民地分断という歴史的制約条件を克服して、アフリカ諸国が一元的な交渉主体として EC との交渉に臨むことに合意した。そのうえで、同首脳会議は、交渉に対するアフリカ諸国的基本的立場として、以下の諸点を強調した³⁷⁾。

- ・貿易および関税譲許における、非相互主義原則の確立。

- ・投資および事業活動に関する規定の、第三国に対する無差別適用。
- ・アフリカ諸国相互間の産業協力促進に向けた原産地規則の改定。
- ・アフリカ諸国の通貨・金融面における自立、および通貨・金融面における相互協力の促進に向けた、支払いおよび資金移動に関する規定の改定。
- ・ECによる資金・技術援助とECとの特別な関係の切り離し。
- ・アフリカ諸国が生産するすべての農産品（EC共通農業政策対象品目を含む）の、EC市場に対する自由かつ確実なアクセスの確保。
- ・安定的、衡平、そして有利な価格をEC市場において保障することにより、アフリカ諸国的主要輸出商品の輸出所得増大を図る。
- ・アフリカ諸国相互間の協力関係を阻害するような協定の締結を阻止する。ECとの交渉に対する、このようなアフリカ諸国の Guiding Principles——。それは、基本的には、カリブ海諸国および太平洋諸国の問題関心を投影するものでもあった。こうして、ECが作成した「ショッピング・リスト」に、ACP諸国が独自の「ショッピング・リスト」を重ね合わせるかたちで交渉が展開されていったのである³⁸⁾。

IV-3 エピローグ

1975年2月28日、EEC9カ国と46カ国のACP諸国は、トーゴの首都ロメにおいて、ACP-EEC Convention of Lomé、いわゆるロメ協定に調印した。それは、18カ月におよぶ南北交渉の産物であり、地域間開発協力関係の先駆的モデルとしての歴史的意義を国際社会に強くアピールするものであった。すなわち、協定の前文において、次のような理念が高らかに謳われたのである。

- ・EECとACP諸国は、国際的連帯の精神に則り、完全に対等な立場に基づき、緊密かつ永続的な協力関係を構築することを熱望する。
- ・EECとACP諸国は、ACP諸国の経済発展および社会進歩に向けて、ともに手を携えて努力を傾注することを決意した。
- ・EECとACP諸国は、国連憲章の諸原則に則り、相互間の友好関係を維持・発展させることを共通の課題として希求する。

- ・ EEC と ACP 諸国は、経済発展段階の相違を考慮に入れつつ、国際的な義務の遵守という大前提の下に、貿易における相互協力の促進を決意した。
- ・ EEC と ACP 諸国は、ACP 諸国相互間の開発協力および貿易の重要性を十分に認識したうえで、より公正かつバランスのとれた経済秩序の構築という、国際社会の強い希望に基づき、先進工業国と開発途上国との間の協力関係における新しいモデルの構築を決意した。
- ・ EEC と ACP 諸国は、一次産品の輸出に大きく依存している ACP 諸国の経済的利益の擁護を強く望むものである。
- ・ EEC と ACP 諸国は、ACP 諸国と EC 加盟国との間の広範な協力関係を通じて、ACP 諸国の工業発展の促進を図る決意である。

このような理念が、現実に基礎づけられるものか、それとも妥協の産物としての政治的レトリックに過ぎないものか。その是非はともかくとして、こうしてロメ・レジームが国際社会に誕生するに至った。さらにそれから3ヵ月後の1975年6月6日、ロメ・レジームの根幹にかかる重大な出来事が起こった。それは、ACP グループの正式な樹立である。ガイアナの首都ジョージタウンに参考した ACP 諸国は、ジョージタウン協定 (Georgetown Agreement) に調印し、アフリカ諸国、カリブ海諸国、そして太平洋諸国を包摂する広大な地域協力の枠組みとしての ACP グループの＜制度化＞を、次のように宣言した³⁹⁾。

- ・ ACP 諸国は、新国際経済秩序樹立の一環として ACP グループを形成し、相互間のより緊密な貿易・経済関係の促進・発展に向けて、そしてまたより効果的な地域・地域間協力の推進に向けて協力する。
- ・ ACP グループは、法人格を保持し、閣僚理事会 (Council of Ministers) および大使会議 (Committee of Ambassadors) から構成される。またその補助機関として、ACP 事務局 (General Secretariat of the ACP Group) が設置される。
- ・ 閣僚理事会は、6名（アフリカ諸国：4名、カリブ海諸国：1名、太平洋諸国：1名）から構成される幹事会 (Bureau) を選任する（任期6ヵ月）。

- なお、アフリカ諸国、カリブ海諸国、太平洋諸国というローテーション・システムに基づき、幹事会の構成国から ACP グループ議長国を選出する。
- ・閣僚理事会は、ACP グループの最高意思決定機関であり、その決定は全会一致を原則とする。ただし特別の場合には、三分の二の多数決によることも可能である。
 - ・大使会議は、閣僚理事会を補佐し、その指示に基づきロメ協定の実施を担保する。
 - ・ACP 事務局は、ベルギーのブリュッセルに設置され、ACP グループの活動を支える。なお各 ACP 諸国は、その活動経費を分担して拠出する。
 - ・ACP 諸国がメンバーとなっている地域機構は、ACP グループの会合にオブザーバーとして参加する権利を保持する。
 - ・ACP グループの使用言語は、英語およびフランス語とする。

こうして、ACP 諸国は、EC のカウンターパートとしての態勢を整えた。それは、地域間開発協力の新たな枠組みとしてのロメ・レジームの始動へ向けた必要条件の整備を意味するものであった⁴⁰⁾。

注

- 1) Schiffmann, C., "A Negotiation and a Convention," *Courier*, No. 31, Special Issue, March 1975, p. 3.
- 2) FitzGerald, G., "A Very Close, Satisfying and Satisfactory Relationship," *Courier*, No. 31, Special Issue, March 1975, pp. 6-7.
- 3) Ba, B., "A Revolutionary Agreement," *Courier*, No. 31, Special Issue, March 1975, pp. 6-7.
- 4) Ortoli, F-X., "A Turning Point in History," *Courier*, No. 31, Special Issue, March 1975, pp. 19-21.
- 5) レジーム (Regime) については、さまざまな概念化が試みられているが、本稿ではさしあたり、<特定の問題領域における、明示的あるいは黙示的な原理、規範、ルールおよび意思決定手続きの総体>、あるいは<社会的な慣行を提供し、そこに参加する行動主体間の相互作用を支配する規則、意思決定手続き、およびプログラムの総体>という意味で用いる。レジーム論の詳細は、以下を参照。渡辺昭

- 夫・土山實男編,『グローバル・ガバナンス』,東京大学出版会,2001年。内田孟男・川原彰編著,『グローバル・ガバナンスの理論と政策』,中央大学出版部,2004年。
- 6) Cf. Dinan, D., *Ever Closer Union?* Lynne Rienner, 1994, pp. 69-98.
 - 7) The Paris Summit-Final communique, in Pryce, R., *The Politics of the European Community*, Butterworths, 1973, Appendix.
 - 8) 八丁由比,「大西洋憲章と多国間主義」,日本国際政治学会編『国際政治』第133号,「多国間主義の検証」(2003年8月),参照。
 - 9) 田中俊郎,「EC の拡大」,細谷千博・南義清共編著,『欧州共同体(EC) の研究』,新有堂,1980年,所収,220-221ページ。
 - 10) Kershaw, A., "The Developing Countries in the Official Negotiations," in *Britain, the EEC and the Third World*, Overseas Development Institute, 1971, pp. 32-33.
 - 11) Protocol No 22 on relations between the European Economic Community and the Associated African and Malagasy States and also the independent developing Commonwealth countries situated in Africa, the Indian Ocean, the Pacific Ocean and the Caribbean.
 - 12) Cf. Jones, D., *Europe's Chosen Few*, Overseas Development Institute, 1973; Kershaw, A., *op. cit.*, pp. 25-37; Tulloch, G., *The Seven Outside*, Overseas Development Institute, 1973; Pinder, J., "The Community and the Developing Countries: Associates and Outsiders," *Journal of Common Market Studies*, Vol. XII, No. 1, 1973; 高島忠義,『口メ協定と開発の国際法』,成文堂,1991年,137-159ページ。
 - 13) Joint Declaration of Intent on the development of trade relations with Ceylon, India, Malaysia, Pakistan and Singapore.
 - 14) 以下の記述は,主として次に依拠している。Schiffmann, C., *op. cit.*; Gruhn, I. V., "The Lomé Convention: inching toward interdependence," *International Organization*, Vol. 30, No. 2, 1976; Ravenhill, J., *Collective Clientelism: The Lomé Conventions and North-South Relations*, Columbia University Press, 1985, pp. 77-97; Dodoo, C. and Kuster, R., "The Road to Lomé," in Alting von Geusau, Frans A. M., ed., *The Lomé Convention and a New International Economic Order*, A. W. Sijthoff, 1977; 高島忠義,前掲書,161-233ページ。
 - 15) Bull. EC 6-1973, p. 56 and 95.
 - 16) *Yearbook of the United Nations* 1972, p. 277.
 - 17) Commission of the European Communities, *Renewal and Enlargement of the Association with the AASM and Certain Commonwealth Developing Countries, (April 4 1973)*, Bulletin of the European Communities, Supplement 1/73.
 - 18) Bull. EC 6-1973, pp. 94-95.

<EU-ACP>開発協力の半世紀（三）

- 19) "The Conference of 25-26 July 1973 in Brussels," Bull. EC 7/8-1973, pp. 6-8.
- 20) ブルンジ, カメルーン, 中央アフリカ共和国, コンゴ, 象牙海岸, ダホメ, ガボン, オート・ボルタ, マダガスカル, マリ, モーリタニア, モーリシャス, ニジェール, ルワンダ, セネガル, ソマリア, チャド, トーゴ, ザイール。
- 21) ケニア, タンザニア, ウガンダ。
- 22) アフリカ諸国: ボツワナ, ガンビア, ガーナ, レソト, マラウイ, ナイジェリア, シエラ・レオネ, スワジランド, ザンビア。カリブ海諸国: バルバドス, ガイアナ, ジャマイカ, トリニダード・トバゴ。太平洋諸国: フィジー, 西サモア, トンガ。
- 23) Bull. EC 11-1973, p. 62.
- 24) Cf. Dinan, D., *op. cit.*, pp. 84-85.
- 25) *Seventh General Report on the Activities of the European Communities in 1973*, pp. 425-426.
- 26) Oumar Sy, S., "The Birth of the ACP Group," *Courier*, No. 93, September-October 1985, p. 53.
- 27) この問題に関しては、大隈宏, 「非対称的相互浸透関係の一考察—EEC 共通農業政策 vs. ACP 農産品」, 日本国際政治学会編『国際政治』, 第 67 号, 「相互浸透システムと国際理論」, 参照。
- 28) Schiffmann, C., *op. cit.*, p. 5.
- 29) *Eighth General Report on the Activities of the European Communities in 1974*, p. 234.
- 30) "Reservations-Sixth Special Session of the United Nations General Assembly," in Sauvant, K. P. ed., *Changing Priorities on the International Agenda*, Pergamon, 1981, Appendix A-The Basic Documents of the NIEO Program, p. 187.
- 31) キングストン合同閣僚会議の詳細に関しては、以下を参照。Bull. EC7/8-1974, pp. 77-79; *Eighth General Report on the Activities of the European Communities in 1974*, pp. 237-241.
- 32) Cheysson, C., "An Agreement Unique in History," *Courier*, No. 31, Special Issue, March 1975, p. 12.
- 33) Cf. Dodoo, C. and Kuster, R., *op. cit.*, p. 34; Gruhn, I. V., *op. cit.*, p. 254.
- 34) Cf. Dinan, D., *op. cit.*, pp. 69-87.
- 35) European News Agency, *The Lome Convention*, 1978, p. 26.
- 36) もっとも、1973 年 3 月に行われたフランス総選挙の結果、Deniau 委員はフランス政府の閣僚に任命され、EC 委員会を離れた。その後任に任命されたのが、同じくフランス人の Claude Cheysson であり、ロメ協定締結交渉は実質的には Cheysson 委員のもとで行われた。
- 37) Cf. Pinder, J., *op. cit.*, pp. 61-62; Dodoo, C. and Kuster, R., *op. cit.*, pp. 31-32.

成城法学73号（2005）

- 38) Cf. Pinder, J., *ibid.*, p. 62; Dodoo, C. and Kuster, R., *ibid.*, p. 32.
- 39) The Georgetown Agreement, Guyana, 6 June, 1975.
- 40) Cf. Dodoo, N.M.C., "Structure and Functioning of the ACP Group," *Courier*, No. 93, September-October 1985.

(おおくま・ひろし=本学教授)